

# 奈良中学校 いじめ緊急対策マニュアル

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない

※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」とう安心感を!

いじめの発見

緊急職員会議

関係機関と連携  
(情報提供)

市教委への速報

【重大事態への対処】

・いじめの問題対策連絡協議会

○「誰が、どう動くか」の決定確認

○全職員で、毅然とした態度で

いじめ解消のための具体的な指導・援助  
(管理職同席での指導・援助)

市長への報告  
事実確認調査

いじめられた児童・生徒へ  
『あなたは全然悪くない』

いじめた児童・生徒へ

- ・身体的安全確保
- ・学習環境の確保
- ・安心して告白を!  
(絶対に守ってあげる)

- ☆情報の一本化
- ☆窓口の一本化(管理職)
- ☆感染防止策

- ・人権を重視して事実確認
- ・「めざす生徒像」の確認
- ・「いじめは絶対に許されない!」
- ・(出席停止も視野に入れる)

- ・生徒の内面まで入り込めるような信頼関係の構築(道徳教育の充実・学級経営)
- ・カウンセリングマインドで、生徒の話の傾聴と共感的理解、情報の収集(スキル教育)
- ・いじめの原因の模索、解消への自己指導能力の育成
- ・保護者との連携(連絡・協力要請 反応によっては保護者への指導)
- ・友人関係の調整、PTA・地域・関係機関との連携

(最低3ヶ月観察支援⇒確認)

いじめの解消

支援委員会による  
継続的な情報交換・援助  
(解決したと即断しない)

(観察支援の継続)

事後観察・支援の継続

(卒業まで折に触れて)

学校評価

※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。

※学校評価の公表に際し、学校運営協議会や保護者・地域に対しての学校だよりやHP等により事実を伝える。